

すので、順次これを許します。久間章生君。
○久間委員 たいま委員長の方から提案された保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、一言発言させていただきます。

細川内閣がどのように急に内閣を投げ出されるような格好になりました。時限立法でありますこの保安林整備臨時措置法が一体どうなるのか、政府としては全くとって無責任じゃないか、そういうような心配をしておたわけでございます。

御承知のとおり、四月三十日で法律は切れるわけでございますが、昭和二十九年から今日まで保安林を整備する必要があるということで続けられてきた法律が、あのような無責任な形で、予算ももちろんでございますけれども、この時限立法までもなくなってしまうということになったならば、せっかく進められており、しかもまだそれが中途半端で、これから先予算措置も大事なこの時期に、この法律がなくなったら大変だということで大変危惧しておたわけでございます。しかもその危惧がもう目の前に来ておたわけでございます。そういうときに、幸い我が党を初め各党の皆さん方が英知を出されて、どうしてもこの法律は残そうというような考えから、委員長提案という、このような形で法律が延長されるめどがついたということは大変喜ばしい限りでございます。そういう意味では、法律の延長に関するこの法案については賛成の立場から発言するわけでございますけれども、ただ一言だけ、この際政府、林野庁にも聞いておいていただきたいと思

います。昭和二十六年に森林法ができました。保安林が果たす役割を非常に重要とらえて、しかもそれを補完する形でこの臨時整備の法律ができたわけでございますが、あの当時は日本全国ほとんどが山であり、また農地であり、一部は宅地になっておたわけでございます。それぞれ農地法あるいは森林法あるいは都市計画法、こういう法律でいろいろな保安の問題も守つ

ておたわけでございます。ところが、今日の日本を見ても、この三つだけではなかなか片づかない、保安整備する場所というのはたくさん出てきているわけでございます。やはりもと大所高所から、保安林だけじゃなくて国土の保全という考えから、こういう保全すべき土地についてどうしていくかということについて研究する必要があるんじゃないか、そういう気がしておるわけでございます。

したがって、本法律はそのまま延長するとしても、これを機会に政府においては国土の保全を今後どうとらえていくか、法体系をどう改めしていくか、そういうことについて、各省庁が自分の縄張りの問題として維持するだけではなくて、研究していく時期に来ているんじゃないか、そういう気がします。

都市計画法も、御承知のとおり、大幅な改正が行われました。そして、開発許可の制度がかなりまた戦後のあの時期とは違って広範囲に取り入れられました。農地法についても変わってきておりますし、これからまた変わろうとしております。森林法については、従来どおりそのまゝの体制がつくられております。そういう点で、やはり時代の移り変わりと同時に、この問題も大きくとらえていく、そういう必要があるんじゃないかと私自身考えております。

それともう一つ、その中で特に保安林については、そういう大きな制度的な改正をしないまでもやはり考える必要が来ているのではないかとこの気がするわけでございます。

それは何かといいますと、昭和二十九年、あるいは二十六年から二十九年、その当時は、日本の土木技術も余り大がかりな土木工事が出来なかつた時代でございます。皆さん方は御承知かどうかわかりませんが、我が国で始めて大型機械が導入されたのは昭和三十年でございます。この当時に機械公園をつくって根拠原野の開拓パイロットを始めようということで、世銀から借款して大型機械を入れました。あるいは愛

知用水公園が大型機械を初めて世銀から借り入れてやりましたし、道路公園ができましたのもその当時、あるいはまたそのほかの住宅公園を初め大型の団地造成がやと始まったのは昭和三十年以降でございます。

したがって、この二十六年と二十九年、この当時はまだ十分なそういう能力が我が国になかつた時代につくられた法律ですから、その当時の法律事項として掲げられております例えは保安林の解除にしましても、公益上の事由というのがあるいは指定理由の消滅というただ二つだけを掲げておるわけでございますが、その当時の背景とは大分変わってきているのではないかと。

そうしますと、その当時は、公益上の必要性といつても、大型の機械を使つて保安林を壊滅していろいろなことをやるようなことは、国がやるか地方自治体があるか、あるいはせいぜいやつて国の公園であります住宅公園がやるとか、それぐらゐのことしか考えられなかつた。ところが今日では、民間のいわゆるデベロッパーと称するそういう住宅供給関係の事業者あるいはゴルフ場の開発事業者、こういった方々がかなり大がかりに事業をやります。それがその法律を制定した当時の公益上の必要性といいますが、そういう概念にはまるのかはまらないのか、これが非常に難しいわけでございます。

したがって、現実にはいろいろと保安林の解除が行われている理由を見ますと、指定理由の消滅のみなし規定でやっておられる。一方、指定理由の消滅という場合には、これは完全に指定理由が消えてしまった場合に事後的に保安林を解除するという役回りでございます。その当時想定した二つの内容が、二つの事由しか挙げておりませんけれども、これだけでいいのかどうか。いいとしても、公益上の必要性という公益上というのがもっと広くとらえられていいのではないかと、そういう時代背景が変わってきておるということについて考える必要があるのではないかと、そういう気がするわけでございます。

林野庁長官の通達で、各都道府県までいろいろおろされております。しかし、そのおろされております通達を讀んでみても、第一線の都道府県の担当の職員も非常に困つておるのが実情でございます。地元からは、これはやはり公益上の必要性として、社会通念としては公益上認めていいのではないかと、この地域を森林で残すのがいいのか、あるいは住宅として開発するのがいいのか、あるいは過疎地域でゴルフ場として開発した方が地域のためにはいいのではないかと、そういうような判断を市町村とか都道府県がしましても、きのうまでやつておた行政の指導と違ふことはなかなかやれない、その板挟みに地方自治体の職員等もなつておる例がたまたまあるわけでございます。そういう意味では、現在行われておる通達の中身についてやはり研究してみることがあるのじゃないか、そういう気がするわけでございます。

保安林の整備はこれから先必要であり、保安林の指定もしなければなりませんし、また、指定した以上は、保安林については整備計画に基づいて治山工事その他いろいろとやっていくことはたくさんあるかと思ひます。それはまたやらなければならぬ、そういう予算もとつていかなければならぬわけでございます。

そういう意味では、この新しい、延長されます法律に基づく第五期の整備計画も積極的にやつていかなければならぬわけでございますが、それと同時に、やはり時代の移り変わっていくのをとらえながら行政というのは対応していかなければならない。特に、許認可権限を持っている側としては、どうしても公平に物事を処理しなければならぬ。公平に処理しようとする、きのうときやうとで変えるわけにはいかなければならない。前例を非常に重んじます。前例をずつと重んじます。時代が変わつていくとき、前例、前例になつてまいります。そのときの時代背景をもとにいろいろなことがされていきますから、どうしても一歩一歩おくれる形になつていって、先取りする形にならないおそれがあるわけござい

○塚本政府委員　ただいまお話にございましたように、保安林の解除につきましては、指定理由の消滅と公益上の理由、この二つの理由をもって解除いたしておるわけでございます。そして、この法律が制定された当時は、指定理由の消滅という

現在、この国におきましては、無政府状態に近
い状態ではないかというふうに思います。細川内

け、こういう形でこの法案を処理をしなければならぬという形を大変遺憾に思っておりますけれども、幸いに野党の皆さんの温かい御協力をいただいて、きょうここにこの審議が円満に進みつつあることを大変うれしく思っておりますと同時に、今日までの不行き届きに対して心からおわびを申し上げたいと存じます。

以上の措置によりまして、昭和二十八年度末には二百五十二万ヘクタールでありました保安林の面積は、平成四年度末現在で森林面積の約三割、国土面積の約二割に当たる八百三十六万ヘクタールに達するなど、全体的にほぼ当初の目的を達する等、相当の成果をおさめていると思っております。

ますほか、良質な飲用水の確保、身近な緑の保全等に対する国民的な要請も急速に高まっております。さらに、林業を取り巻く諸情勢が悪化する中で、機能の低下した、手入れの行われていない保安林も今なお存在しているという状況にございます。

このため、山地災害の防備に重点を置いて、良質な飲用水の確保や身近な緑の保全にも配慮しつつ、保安林の整備を緊急かつ計画的に進める必要があります。保安林整備臨時措置法の有効期限を平成十五年度末まで延長することとしたところでございます。

○中谷委員 そのような経緯で今回延長したと思えますけれども、現在保安林の整備状況につきまして一体どうなっているかということ、前回の改正におきまして、特定保安林制度を設けて保安林の整備を重点的にやることについて努力をされたと思えますけれども、その成果につきまして御説明願います。

○塚本政府委員 保安林の整備につきましては、指定された保安林につきまして、造林事業、治山事業、あるいはこれからお話し申し上げます特定保安林制度等を利用して着実に整備を進めてまいっておりますところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、日本の林業が経済的に大変厳しい状況にある中で、手入れが行われていない保安林、こういったものもふえておるところでございます。こういったものについては、今回の新しい制度等を利用してしまして、逐次整備を進めていかなければならない、このように考えておるところでございます。

特定保安林制度でございますが、この制度につきましては、林業をめぐる諸情勢が一層厳しくなる中で、森林所有者が通常の施業により実施していくことがなかなか困難な中でこれを特定保安林として指定をしまして、それについていろいろな助成を講じつつ、あるいはまた治山事業、造林事業等を集約的に行う中で整備していこう、こういうことで設けられておるものでございますが、当

初、十年前に三十七万ヘクタール程度の機能の劣った森林が存在していたわけでございますが、これについて七割程度の整備が行われた、このように考えております。

○中谷委員 こちらの資料によりまして、現在機能低下した民有林の保安林が四十八万ヘクタール存在するとうふにありまして、この制度によりまして、林業収益を期待し得るものについては所有者みずからの林業活動にゆだねることが必要かつ得策であり、森林の所有者がみずから実施する造林等の通常施業を推進する制度ということで、森林の所有者の自主的な努力に力点を置いていくわけでありまして、ことしの林業白書の中に、非常に山村、林業が停滞しているというふう

に明記をして、山の危機が一段と進んでいるというふうな状況の中で、林業の生産高もこの三十年間の総括として九千四百九十三億円から六千二百四十二億円に、また木材の自給率も七二・九%から二五・五%、杉の投資利回りも六・三%から〇・九%、一般金利よりも低いのです。それから、就業

者においても四十四万人から十一万人、四分の一というふうな非常に低迷をしている中で、この保安林をあくまでも森林所有者の自主的な努力によつて維持しようというふうな方針でございますけれども、この三十年間の林業の推移を見るにつ

け、その当時の時代認識と現在の現状をどう認識されているのか。それから、林業基本法のそもその精神がありますけれども、この林業基本法の掲げた政策目標の達成状況がどういうふうな認識されているのか、この点につきましてお伺いさせていただきます。

○塚本政府委員 その前に、特定保安林に関する面積でございますが、先生のお話は現在の手入れのおかれておる森林の面積でございます。私の申し上げたのは十年前に手入れのおかれておる面積ということで申し上げましたので、一言つけ加えさせていただきます。

り返つておるわけでございますが、林業基本法が制定されました三十九年当時は、我が国の木材需要が薪炭材から用材需要へと構造的な変化を伴いながら量的にも急増していた時代で、外材輸入量の増加をも意識しながら長期的な国内森林資源の供給力の向上が必要な時代であったというふうに思っております。また、高度経済成長に伴いまして、林業部門と他産業部門との所得格差の拡大や山村からの労働力の流出が顕在化していた時代でもあったと思えます。

こういう状況の中で、林業基本法は林業の安定的発展と林業従事者の経済的社会的地位の向上を目標として制定されたわけでございますが、この法制定後三十年を振り返ってみますと、森林資源の充実、林業の生産性の向上、林業労働の安全性の向上、木材産業の発展、こういった点については一定の成果がもたらされ、目的も達成されたと考えております。

一方、林業生産の停滞と木材自給率の低下、林業の採算性の悪化、そして他産業部門との所得格差の拡大、林業従事者の減少、高齢化、こういった点については問題が生じており、こうした点の目標についてはこれからまたさらに努力をしていかなければならない、このように考えておるところでございます。

現在、木材輸入の自由化や円高の急速な進行等によりまして、国内の林業は大変厳しい状況にあるわけでございますが、しかし、長期的な視点からすれば、世界的に森林資源の利用が制約を受け外材輸入が不透明となっている中で、我が国の森林資源が充実してきているということ、それから国民の森林に対する価値観が、木材生産のみならず、森林の多様な公益的機能の高度発揮を求める方向に変化し、環境に貢献する林業の役割に対する関心が高まっていること、地球的規模での森林の保全についての重要性に対する内外の関心が高まっている、こういったことで林業を維持発展していく上での潜在力となる変化も見られてきておりますので、今後とも森林・林業施設の積極的な

推進に努力してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中谷委員 そういふ認識でやられているということは非常に評価すべき点もありますけれども、ことしの白書を読みますと、本当に勇気のある白書だと思えます。非常に林業の現状が厳しく、将来も大変だということを明記をし、山村、林業が停滞しているとも明記をし、また木材産業もこれから設備の廃棄とか方向転換をしてリストラをし、そして、そこまで明記をしているということで、林業リストラ白書というような名前もつけられるくらい林野庁が踏み込んで書いておられるわけであり

ます。

問題は、この日本の山を一体だれがこれから管理していくかということで、一千万ヘクタールの人工林に毎年七千万立方メートルずつ増加をしている、二十一世紀には国産材時代が来るというふうな言われておりますけれども、この三十年間に林業の従事者が四十四万人から十一万人に、単純計算すると毎年一万人ずつ減っている。このままのペースでいくと、十一年後にはゼロになってしまふというやうな厳しい数字でございます。これはもはや山林保有者に国土保全という名目で山を管理せよという重い荷物を背負わすということともう限界にきているんじゃないかと思ひまして、明るい経済的な希望の光を今こそ林政に当ててもらう時期でございます。

このような中で、林業の収入だとか、後継者難だとか、育てるための経費の増大だとか、林業基盤整備の立ちおくれだとか、非常に苦しいという現状の中で保安林整備ということをしなきゃいけないわけでありまして、この保安林整備と各種の林政助成施策との調合とか兼ね合いはいかにあるべきかと考えていこうか。

○塚本政府委員 保安林の整備を担っておりますのは森林所有者等の林業に直接携わっている者でございますが、これら林業をめぐる最近の状況は、造林等経営コストの増大、あるいは山林の過疎化

の進展等を背景といたしまして、林業従事者が減少するあるいは高齢化が進むなど大変厳しいものがありますし、また一方で、林業の生産性向上のために不可欠な林道等の基盤整備もそれほど満足すべき状態にはない、こういうことであると思っております。

このような状況を踏まえまして、林野庁といたしましては、保安林の整備につきましては、治山事業の実施のほか、造林事業あるいは税制、金融上の優遇措置を特に講じるとともに、森林整備事業計画に基づく造林、林道の計画的な整備でありますとか、あるいは林業事業体の体質強化、機械化の促進、労働力の確保等の林業の担い手の育成強化等々の林業振興施策を講じているところでございます。

平成六年度におきましては、今回の法律延長の関連施策といたしまして、特定保安林整備緊急治山事業、こういったものを新設することによりまして保安林の整備の促進を図ってまいりたい、このように思っております。今後とも治山事業等の積極的な実施等と相まって、また林業者自身が森林を整備していく、こういったことを推進する中で保安林の整備に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○中谷委員 森林所有者の努力も必要ということですが、現状ではなかなか厳しい面があるということですが、森林所有者に期待するのはこれから多少無理があるのではないかなという気がいたします。

そこで、こういう国土保全という意味では、むしろ治山事業で国みずから対処するという点をこれから充実、拡大していくべきだと思いますけれども、この治山事業の積極的な実施と今回の保安林の法案の法的延長という問題はどのような関係があるのか。関連があるという意味は、単なる法の延長だけではないのか。つまり、治山事業の予算要求をもっと積極的にすべきではないかというふうに思いますが、この点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○塚本政府委員 林業をめぐる諸情勢が大変厳しくなる中で、所有者みずからが森林の手入れをしていくということがなかなか難しくなっているという実情にあるわけでございます。しかし基本的には、森林所有者が通常の施業を実施することによって森林というものをきちんと維持管理していく、そして将来は一定の林業収益を得ていく、こういうことが基本になるわけでございまして、そういうものはやはりきちんと持っていきたいと思っております。

ただ、お話にもございましたように、林業というものが大変厳しくなっておりますので、相当部分については治山事業というものを投入することによりまして森林の整備を図っていかねばならない、こういうことで、治山事業五カ年計画等によりましてそれなりの事業計画がつくられておるわけでございまして、そういったものを積極的に活用することによりまして保安林の整備に当たってまいりたい。

特に、平成六年度予算につきましては、この保安林整備臨時措置法延長の趣旨に沿いまして、特定保安林の整備を集行的に行います特定保安林整備緊急治山事業でありますとか、取水施設の上流等の保安林において水質保全施設等の整備を行う水質保全環境整備事業でありますとか、あるいは貴重自然環境を保全する観点から保健保安林等の整備を行う自然環境保全整備事業、こういったものを新たに創設いたしましたところでございまして、このように治山事業の内容もさらに拡充する中で今後保安林の整備に全力を尽くしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中谷委員 加えて、保安林整備の中で森林の整備において、努めて林道の整備も不可欠であるというふうに思いますが、この林道整備の目標と達成状況、そしてこの保安林整備制度の法の延長との関連性につきましてお伺いしたいと思います。○塚本政府委員 林道は、効率的な森林施業の実施や適正な森林の維持管理、機械化の促進を図っていく上で根幹をなす施設であり、また農山村地

域の生活環境の整備や地域産業の振興等にとっても重要な役割を果たしているものでございます。

林道の平成四年度末現在の開設延長は十二万六千キロメートルでございまして、全体計画であります森林資源に関する基本計画における林道の整備目標延長に対する達成率は約四四％となっております。今後とも計画的かつ着実な林道の整備に努めてまいりたい、このように考えております。

なお、保安林整備臨時措置法に関連いたしまして、林道事業におきましても、特定保安林の早急な整備と保安林機能の維持向上に必要な林道を開設するため、特定保安林緊急整備林道事業をこれまで実施してきたところでございますが、今回、法律改正に際しまして、当該事業をより一層拡充を図ってまいりたい、このようなことで現在作業を進めているところでございます。

○中谷委員 そのような努力で山の整備をしていただければ大変ありがたいというふうに思いますが、先ほどの白書の話に戻りますけれども、やはり白書でこれほど山村、林業が停滞しているというところをテーマに挙げていたということは、もう本当に限界にきているんじゃないか。そして時代背景も、本日は百三円というところでますます円高も進みつつありますし、木材の自由化におきまして、ガット・ウルグアイ・ラウンドで辛うじて日本の要求で木材製品についての要求は認められましたが、まだまだアメリカは日本を標榜的にして木材製品についてもしたたかにねらい続けているというところで、民間レベルで日本の山の山を守っていく、個人収益に期待をしているという意味では本当に厳しくなっていると思えます。

そこで、その保安林の考え方でありまされども、白書において公的機能重視、環境創造を非常に高らかに掲げて国の方針にするなら、やはりこういう考え方をとったかどうか。というのは、本来、山は全部国有であり、環境を創造する国の基幹であって、その中で経済効果の期待できる山を民間に指定をしてそういう経済行為をや

らせる、もうそういう時代になっているんじゃないかなというふうに思います。そして、現在三十九兆二千億の森林に対する公益的機能があるというふうに言われておるわけでありますので、かなりの部分で国有、公有の山として国土保全をしていただきたい。

現在、国有林の赤字がふえ続けて大変だというふうに言われて、当局の方も大変御苦勞をされておりますけれども、今の特別会計で問題を解決しようとしているから、無理して若い木を売ったり、将来性のあるところまで切り売りをしている状況でありますけれども、本来山は国民の山という発想をとれば、山の保全を国有林の経営にリンクさせ、負いかぶせるべきではない、そのような問題ではないというふうに思ひまして、発想を転換して、国有林は国民の山である、国民のために公益機能を果たしている、保安林はその中心となるもので、保安林の所有と経営を分担して、後の施業も公的機関で管理すべきではないかというふうに思っています。

今度は、その国有林の問題で、一般的な経営はもっと一般会計から繰り入れをして山の管理をしていくべきだと思いますし、この現在の国有林の財政悪化が保安林の維持に悪影響を与えているものなのか、その点につきましまして御所見をお伺いしたいと思います。

○塚本政府委員 国有林の約五割は水源涵養林や山崩れの防止などを目的とした保安林に指定をされております。これらの保安林につきましては、その指定目的を適正に果たすための森林施業の実施や治山事業の推進等によりまして、国民の多様な要請にこたえ得る森林の整備に努めてまいっておるところでございます。

国有林につきましては、全国国有林を国土保全林、自然維持林、森林空間利用林、木材生産林の四つに区分をいたしまして、それぞれの森林にふさわしい山の取り扱いをしておる、こういうことになっております。また、国有林の公益的機能の発揮のための費用

はり何といひましても国有林野事業の特別会計でこの買入れを行っておりますので、特別会計の財政事業が大変厳しい、こういうこともございまして、近年この買入れ額というものが減つてきている、このように考えております。

○藤田委員 厳しさを認めておられるわけですが、やはりもつと力を入れていかなければいけないというふうに思うのです。

今回のこの法廷に際して非常に気になる点があります。それは法案成立後策定に取りかかるという第五期保安林整備計画の重点事項の中で、社会環境の変化に対応した保安林の解除、指定がえが挙げられている点です。また保安林法制度検討会の報告書を見ましても、「森林を対象として宅地の開発、森林レクリエーション施設の設置等多岐にわたる要請が増加しており、保安林について諸手続きの迅速、円滑な処理が望まれている。」

こういうふうな述べておられます。これまでのリゾート法によるリゾート乱開発によって貴重な保安林が全国各地で解除され、伐採されてきました、現在も多くの環境保護団体が自然環境を守るために保安林解除に反対をされてきております。

このようにときに保安林の解除を保安林整備計画の重点事項に位置づけることは、ますます乱開発に道を開くのではないかと私は危惧するわけでありまして、この点についてはそうではないと明確にしたいわけなのです。

○塚本政府委員 第五期の保安林整備計画におきまして、保安林の解除あるいは指定がえ、こういったものを予定しておられるわけですが、これは保安林の実態をよく調査、把握いたしまして、自然現象等によりまして保安林が破壊され、かつ森林に復旧することが著しく困難と認められるような保安林、それから受益の対象が消滅したもので、つまり鉄道を保護するために設けられておった保安林が、鉄道がなくなることによってその受益の対象が消滅する、こういったことがあるわけでございます。そういう受益の対象が消滅した保安林、こういったものを中心に計画的に解除して

いくということにいたしております。いわゆるリゾート等に供するために使用が見込まれるような保安林を見込みで解除していく、こういうことではございません。

保安林につきましては、やはりこれは森林として維持していくということが原則でございます。国民の生命財産に直結し、国土の保全や環境の保全に重要な役割を担っておられるわけでございますからそれは当然でございます。今後この保安林の解除につきましては、法律あるいは通達、そういったものに厳正に照らしつけておるべき対応をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○藤田委員 もう一度念を押しておきますが、たとえその指定理由が消えたとしても、それを簡単に解除したり伐採するということがあることがあつてはならない。指定理由が消えたとしても極力指定がえをし、そして保安林解除と伐採がそのまま乱開発に道を開くというふうなことはしない、こういうふうな姿勢なんだというふうな聞いてよろしいですか。

○塚本政府委員 指定理由が消滅したものににつきましては、これは法律上解除しなければならぬというふうなことはございまして、全くその指定理由が消滅したものの解除をしない、保安林と認めておられると思つておりますが、ただ、保安林として指定された理由が消滅したと認められるものでありまして、生活環境の保全等新たな指定目的が生じているようなこともこれは大変多々ございまして、こういったものにつきましましては新たな保安林に指定がえをしていく、こういうことで対応してまいりたいと思つております。

○藤田委員 この問題ともかかわるわけですが、九一年の三月に林野庁は、森林都市構想というのを打ち出されました。私は、ここにそのときに講演された塚本長官、当時は長官ではなくて業務部長のこの講演された中身、本を持っておりますが、この説明書を見ますと、「森林と人間との新たな共存関係を構築する」という発想をもとに

した街づくり、いわば「列島規模の未来都市モデル」に、「森林都市は、森林地域において地形等自然条件を活かしつつ、ゆとりと風情のある居住・業務空間を創出するものである」、こういうふう

に言われているわけでありまして、列島規模の未来都市モデルだとか、あるいは森林地域に居住・業務空間を創出するというんですから大変なものであります。同時に一方では、社団法人森林都市づくり研究会、これは森林都市づくりの広範な普及と円滑な推進を図るということとを目的に設けられておるわけなんです。この研究会の理事会員のメンバーを見ますと、大林組それから清水建設、一般会員には鹿島建設、大成建設といった大手ゼネコンが名を連ねております。

し、新日鉄、伊藤忠、第一生命、三井不動産というふうな面々が、つまり大企業が群がっているわけなんです。その期待の大きさがどれほどのものであるかということは十分うかがえます。

その当時の新聞記事を見ますと、九三年度から着工して今世紀中に皇居の四倍から九倍の広さを持つニュータウンを全国に十カ所つくるといふことを言つております。私は、まさにバブルに踊つた無謀な計画としか言ひようがないし、バブルの崩壊とともにこの森林都市構想も音ざたがなくなつたわけでありまして、この任に当たられ、現在長官になられた長官としては、まだこの構想を推し進めようというお考えをお持ちなのかどうか、お聞かせください。

○塚本政府委員 この森林都市構想につきましては、ゆとりある生活の実現や自然との触れ合いに對する国民の要求が高まっていることを踏まえまして、森林の新しい利用、管理のあり方を創造するといふ観点から、良好な森林環境を維持しながら、緑豊かな居住・業務空間を整備しようといふこととございまして、平成三年三月の公表以来、その実現に向けましてさまざまな観点から検討を行つておるところでございます。

確かに、最近バブル経済が崩壊いたしましたので、この森林都市構想に對しまするこうした研究会の活動も若干下火にはなつておるわけでございますが、しかし私どものこの森林都市に對する考え方はしましては、いわゆる従来の都市開発ではなくて、むしろその従来の都市開発に對するアンチテーゼともいふべき、森林というものとそこに住む住民、これが緑と共存して都市というものをつくつていく、こういうこととございまして、従来の型と別の意味の森林都市をつくるという意味におきまして、今後とも適切に検討を行つて、ぜひ実現に移していきたい、このように考えておるところでございます。

○藤田委員 もう時間が来ましたけれども、私は、林野庁はいつの間にか開発屋になつたのかというふうな思ふんです。この本を見ましても、森林都市フォーラムで講演を行つていらつしやる著名な建築家は、日本の山林の傾斜のきつさや樹木の構成からも解決できない問題があるし、インフラ整備を相当しないと実現できない、生活排水や農業排水が公害にならないようにすることも難しい問題だといふふうな言つておられます。もともと困難な構想だつたんです。

私はもう、バブルの崩壊がおくれないで本当によかつた、もしそれがずっと延びていたら森林都市構想は進行して、森林の開発は途中でとんざして、参加した企業は撤退をするといふようなことで、残つたのは何か、森林の崩壊だけが残つたといふようなことになつたといふ点では、本當にまだよかつたなといふふうな思つておられるんです。これはもうぜひ検討をし直すべきです。

林野庁は本當に林野に責任を持つべきです。もともと政府が木材の輸入自由化政策をやめて国産材の価値を上げ、林業を振興すれば、山村は生き返り、自然に山村の人口もふえ、そこでの都市機能も高まつてくることは改めて言うまでもありません。国有林をこんなふうな乱開発をするこの計画はもうやめていただきたいといふことを私は最後に申し上げますが、長官にも一言だけ御答弁をいただいて、終わります。

○塚本政府委員 この森林都市につきましては、

従来型の都市開発ではなくて、いわゆる緑と共存しながら生きていく、こういうことを目指した都市ということでもあります。したがって、そうした乱開発にならないように十分歯止めをかけるが今後検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○藤田委員 終わります。

○竹内委員長 以上で発言は終わりました。

本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣における意見を、便宜、委員長から聴取いたしましたところ、本法律案につきましては、保安林整備の必要性にかんがみ、政府としては、異存はないということでありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律
保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八

十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「公布の日から起算して四十年を経過した日に」を「平成十六年三月三十一日限り」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成六年四月三十日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

理 由

保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長して保安林の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成六年度において約二億円の見込みである。

農林水産委員会議録第一号中正誤	
ヘシ 段 行 誤	正
ハニ 元 判食	伴食
四二 末三 古米	古米
同 第二号中正誤	
ヘシ 段 行 誤	正
二一 三 自然	資源
九四 元 そういうと	そういうこと
四二 四 御指導	御指摘
六四 三 つきまはしは、	つきましては、
三三 六 牛乳	牛乳
四一 末三 追及	追求